

第25回参議院議員通常選挙

が行われます

●投票日 7月21日(日)
●投票時間 7時～20時

投票ができる方

●住所要件

平成31年4月3日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

●年齢要件

18歳以上の方(平成13年7月22日以前に生まれた方)

投票所入場券を郵送

選挙の際に必要な「投票所入場券」を7月5日から順次郵送します。

なお、投票所入場券を紛失した場合でも、投票所の受付係に申し出ると、投票することができしますので、棄権することのないようにしましょう。

選挙公報を配布

選挙公報を配布しますので、候補者、政党の考え方や政策によく目を通し、国政を任せられる人と政党を選ぶ目安にしましょう。7月15日(祝)までに届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。

投票の順序

- ①選挙区選出議員選挙
候補者の氏名を記入します。
- ②比例代表選出議員選挙
候補者氏名または政党その他の政治団体の名称もしくは略称を記入します。



期日前投票・不在者投票

投票日当日に、次のような理由で投票できない方は、期日前投票・不在者投票ができます。

●期日前投票対象者

- ①仕事がある方
- ②旅行やレジャーなどの用事がある方
- ③冠婚葬祭の予定がある方
- ④妊娠などの理由で投票できない方

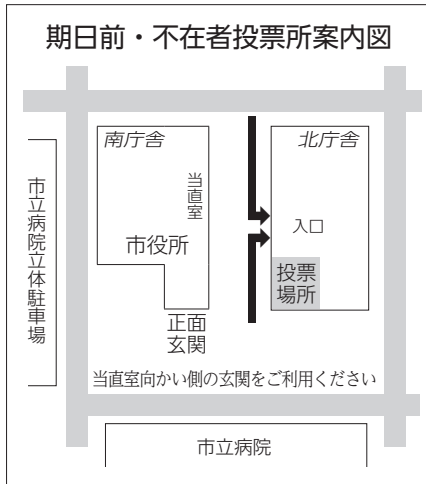
●不在者投票対象者

- ⑦出張などのため市外で投票する方
- ⑧選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満18歳に達していない方
- ⑨市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねんりん館に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票を行うことができます。詳しくは、施設担当者にお問い合わせください

●期日前・不在者投票(㊦を除く)期間

7月5日(金)～7月20日(土)
8時30分～20時
※土・日曜日にも投票できます。

●投票所 市役所1階会議室



※市役所北庁舎の入口に、車いす用の昇降機を設置しています。ご利用の際は、昇降機横の呼び鈴でお知らせください。

字が書けない方は代理投票ができます

身体障害などで字が書けない方は、投票所の受付係に申し出てください。係員が本人の言う候補者の氏名・政党名等を代理で投票用紙に記入しますので、棄権しないようにしましょう。

郵便等投票の申請はお早めに

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票ができる不在者投票制度(郵便等投票)があります。該当される方で有効期限が切れている方や、新たに手続きをされる方は早めに申請してください。

【請求期限】 7月17日(水)まで

【対象者】 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っている方で、次の項目に該当する方

(1)身体障害者

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
- ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方

(2)戦傷病者

- ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方

(3)介護保険法上の要介護者

- ・要介護状態区分が要介護5の方
- 【郵便等投票証明書の有効期限】
発行日から7年間。

※要介護者は、発行日から介護保険の被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。

開票のお知らせ

- とき 7月21日(日) 21時～(受付20時30分～)
- ところ 地域交流センターゆう 大ホール
- 参観人 砂川市の選挙人名簿に登録されている方
- 定員 40人(受付順)

選挙管理委員会 TEL 54・2121